

大阪港BCP協議会設置要綱

(設置)

第1条 本会議は、大阪港の港湾事業継続計画（以下、「大阪港BCP」という。）に関する事項について協議するため、「大阪港地震・津波対策連絡会議設置要綱」第7条第1項(3)大阪港BCP・海上対策関係小会議の分科会として設置し、「大阪港BCP協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大阪港BCPの策定、及び策定後のマネジメント活動を通じて、被害状況に応じた臨機応変な災害対応が可能となる、体制・環境を構築することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大阪港BCPの策定
- (2) 大阪港BCP策定後のマネジメント活動
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な業務

(構成)

第4条 協議会は、表1に掲げる機関をもって構成する。

2 協議会は、その議事に関し必要がある場合は、構成員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(座長)

第5条 協議会の座長は、大阪市港湾局計画整備部長とする。

- 2 座長は、協議会の会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名するものがその職務を代理する。

(会議の開催)

第 6 条 協議会は、年 1 回以上開催する。

2 協議会は、座長が招集する。

(事務局)

第 7 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局の運営は、大阪市港湾局計画整備部計画担当において行う。

(雑則)

第 8 条 本要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 28 日から施行する。

表 1

機 関 名	
国土交通省近畿地方整備局港湾空港部	大阪船主会
大阪海上保安監部	大阪港運協会
財務省大阪税関	大阪フェリー協会
大阪府西大阪治水事務所	大阪港タグセンター事業協同組合
大阪市危機管理室・建設局・港湾局	大阪湾水先区水先人会
	大阪港埠頭株式会社
	阪神国際港湾株式会社
事 務 局	
大阪市港湾局計画整備部計画課	

オブザーバー：国土交通省近畿運輸局、大阪府港湾局